



どうする？ 自分の家の将来



全国的に人口減少が進む中、空き家の数が増加しています。市の空き家率は平成 30 年時点で 18.4% で、平成 20 年時点と比べて 3 % 増加しています。

適正に管理されないまま放置される空き家が増えると、地域の防災・衛生・環境など、生活環境に悪影響を及ぼし、まちの活気も失われていきます。

誰もが空き家の所有者になる可能性があります。自分の住まいを空き家にしないために、どのようなことが大切かを考えてみませんか。

全国の空き家率
13.6%
伊賀市の空き家率
18.4%

平成 30 年総務省「住宅・土地統計調査」

1 空き家が生む問題

空き家の放置は、周辺の地域に迷惑がかかります。

生い茂った雑草や傷んだ建物は地域の景観を損ないます

老朽化による倒壊や火災発生など防災面のリスクが高まります

ごみの不法投棄をされたり、動物の住みか・害虫が発生する原因になります

屋根瓦の落下や壁が倒れるなどして隣家や通行人に被害が出る可能性があります。その場合、損害賠償を請求されます

2 住んでいるうちにできること

市が令和元年に実施した空き家所有者へのアンケート調査では、86% が「空き家の活用方針が決まっていない」との結果でした。住んでいるうちに、家の将来の具体的な方針を検討しましょう。

◆家財の整理をする

空き家が放置される理由の一つに、荷物やごみが置いたままになっていることがあります。アンケート調査では 66% が「家財や不要なものをそのまま放置している」との結果があります。家財などは計画的に整理しましょう。

◆資産の状況を確認する

家や土地が誰の名義になっているか確認しましょう。登記が現状と合っていないと活用や売却ができない場合があります。登記は法務局で誰でも確認することができます。

◆家族、親戚で話し合う

今住んでいる家が空き家になった場合の活用方法などについて、関係者で話し合う機会を持ちましょう。また、方針が決まったら自宅に関する意向について、ノートを作成することで資産の継承をスムーズにすることができます。

◆専門家に相談する

「自分の家を売る（と）ができるのか」「相続の仕方が分からない」など空き家に関する悩み事に専門家がお応えします。市では年に 2 回、空き家相談会を開催しています。次回は 2 月 4 日（土）に本庁舎で開催します。詳しくは 1 月の回覧物または市ホームページをご覧ください。



3 もしも空き家を所有することになったら

人が住まなくなった住宅は早く傷み、庭の草木も生い茂ります。定期的な点検、管理を行いましょう。

また、空き家について、「思い出の詰まった家を手放したくない」「物置にしたい」「いつか使うかもしれない」というように決断を先送りしがちです。今後、具体的に使う見込みがない場合は、建物の価値があるうちに手放すという選択肢も検討しましょう。



空き家点検チェックシート

- 建物外観の状態
屋根材や外壁材の剥がれや破損、ガラスの割れ、扉の施錠などの確認
- 通風・換気
すべての窓、間仕切り、押し入れなどを開放、換気扇の運転
- 清掃
室内の簡単な清掃
- 通水
台所やトイレなどの水回りの蛇口の通水
- 庭や植木の手入れ
庭の草刈り、植木の手入れ

4 空き家バンクをご利用ください

市内の空き家を売りたい人と、空き家を買いたい人の橋渡しを行う制度です。「伊賀流空き家バンク」の利用登録は累計約 1500 世帯、売買実績は 170 件以上あります。空き家を売りたい人や買いたい人はぜひご利用ください。



伊賀流 空き家バンク

売りたい
貸したい
募集
登録
問い合わせ
空き家所有者

買いたい
借りたい
情報発信
購入希望者

【問い合わせ】 空き家対策室
TEL 22・9676 FAX 22・9736
akiya@city.iga.lg.jp

